

令和7年7月17日

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様

**「土壌汚染等の公開質問状の『ご回答』に対する再質問及び要請書」
に係る「ご回答」に対する再質問（その2）**

（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

洋光台三丁目町内会長

冠省

昨日、「土壌汚染等の公開質問状の『ご回答』に対する再質問及び要請書」の「ご回答」（令和7年7月14日付け）を受領した。回答内容が、従前と同じ言葉を繰り返すばかりで、これでは、書面を通じての近隣住民の理解は一向に進まない。法律の専門家である貴代理人弁護士らに、確認のため下記の質問を行うので回答されたい（7/25まで）。

また、近隣住民が要請した、貴代理人弁護士らとの面談ですら拒否（2回目）するのであれば、一層、書面回答において真摯に回答し、近隣住民の理解を得るのが、貴代理人弁護士らの受任業務と思料する。近隣住民は、理解するまで、決して諦めることなく質問を重ねるので、その点を熟慮し、懇切丁寧な回答に心掛けられたい。

記

（再質問 1 の回答に対する質問）

再質問1の趣旨は、近隣住民が提示した公開質問状のすべての質問に対し、質問内容に的確に対応した論拠ある回答を、再度要請したものである。

この度の回答において、貴代理人弁護士らが、同じ回答を繰り返すこと、即ち、貴代理人弁護士らの令和7年6月29日付の回答のすべてには、論拠がなかったことを、弁護士自らが認めたことになるが、近隣住民がそのように理解して良いか、貴代理人弁護士らの見解を再度明らかにされたい。

（再質問 2 の回答に対する質問）

再質問2の趣旨は、計量証明書の役割を論述した上で、近隣住民の公開質問状の内容を総合的に判断すれば、自ら積極的に計量証明書付きの情報開示を行い、近隣住民を安心させるのが極めて当然な姿であると指摘し、建築主らの「必要ない。」「予定はない。」との回答の真意につき、建築主らの具体的な見解を求めたものである。

その回答が「他意はない。」では、はぐらかした回答以外の何物でもない。再質問2の趣旨に則した、貴代理人弁護士らの再度の回答を求める。

（再質問 3 の回答に対する質問）

再質問3の趣旨は、公開質問状の質問5及び質問8に関し、貴代理人弁護士らが、「失当ではないと考える。」と記載するのであれば、その論拠を懇切丁寧に披露されたいと要請したものである。

それに対し、「失当ではないと考える。」と同じ言葉を繰り返し、論拠が示せないことは、貴代理人弁護士らは「論拠のない回答であったことを認めた」ことになるが、貴代理人弁護士らの見解を再度明らかにされたい。

（再質問 4 の回答に対する質問）

この度の回答は、工場が閉鎖してから、50年以上も経過し、その後、住宅の用に供されていた敷地であったことは誰しもが分かっていることから、トーエイ環境の技術管理者が、「敷地内には入らず外から確認をし、工場などの有害物質の使用施設がないことを確認したことで、現地踏査としてことが足りる。」との回答をするまでもない事案である。

再質問4の中で、事実に基づく「敷地の外側から中の確認を出来ない。」との明確な理由を付記したにも拘らず、「敷地の外から確認した。」との回答をしては、それは明らかな虚偽記載となるが、貴代理人弁護士らの見解を求める。

更に、トーエイ環境(地歴の調査会社)の技術管理者は、工場がないことなどは、事前調査(過去の地図、登記簿など)で済んでいることである。また、近時、Google Maps 航空写真を利用すれば、工場が存在しないこと等、瞬時に確認はできるものである。

寧ろ、現地踏査をするのであれば、旧地主との面接によるヒアリングが肝要であったが、その旧地主との面談も、近隣住民が工場跡地であったことを指摘した後の、令和5年7月であった。技術管理者は、旧地主と面談し、昔の工場の稼働状況や使用有害物質の有無、排水路の位置などを確認すべきであったが、それさえもせずに帰路に就いたものである。技術管理者の意味のない現地踏査であったことを指摘して置く。

なお、土壤汚染の調査に関し、技術管理者が試料採取の現場に立ち会わず、作業員を直接監督する職務を懈怠していたことを再度指摘するが、「失当ではないと考える。」などの根拠なき感想に終始することなく、貴代理人弁護士らの見解を求める。

（再質問5の回答に対する質問）

再質問5の趣旨は、「建築主 FJ ネクストらが、お送りした資料の通りであり、説明会を開催する必要があるとは考えておりません。」との回答に終始していることから、近隣住民が、郵送・配布された資料のみでは、その内容が理解できないため、説明会の開催を再要請したものである。ところが、貴代理人弁護士らの回答は、過去の回答と同じフレーズを繰り返すばかりである。

プロである建築主らは、このような土壤汚染に係る報告書を見ただけで、理解ができるものと思料するが、貴代理人弁護士らは、度々送付してくる土壤汚染に係る専門的、技術的な各資料につき、その内容を見ただけで理解しているのか否か、見解を求める。

（要請事項1に対する回答への質問）

この度の回答では、「適宜、情報提供を行うことを予定しています。」との記載であるが、何故、「適宜、情報提供を行う。」と断定的な回答・記載を出来ないのか、その理由につき、貴代理人弁護士らの見解を求める。近隣住民は、過去に、建築主 FJ ネクストの責任者らから、数多くの約束を反故にされていることから、改めて聞くものである。

（要請事項2に対する回答への質問）

建築主も説明責任を放棄する中、貴代理人弁護士らも面談することを二度に渡り、「必要性がないものと考えている。」との感想らしきものを根拠に拒否を重ねるものである。貴代理人弁護士らが、「必要性がないものと考えている。」旨の理由を具体的に教示されたい。

なお、貴代理人弁護士らが、よもや具体的に教示できないと言うのであれば、面談を拒否する正当な理由は見当たらないことになり、よって、近隣住民は貴代理人弁護士らとの面談を、再度要請(3回目)するので回答されたい。

以上

注) 本書簡は、個人情報保護をうえて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。